

最高裁判所 (第二小法廷) 令和●●年 (〇〇) 第●●号 詐害行為取消請求上告事件
国側当事者・国

令和4年9月30日不受理・確定

(控訴審・名古屋高等裁判所、令和●●年 (〇〇) 第●●号、令和4年2月1日判決、本資料272号・順号2022-3)

(第一審・津地方裁判所四日市支部、令和●●年 (〇〇) 第●●号、令和3年7月1日判決、本資料・徴収関係判決令和3年判決分 (順号2021-13))

決 定

申立人	Y
同訴訟代理人弁護士	村田 直樹
相手方	国
同代表者法務大臣	葉梨 康弘
同指定代理人	矢野 由夏

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和4年9月30日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 草野 耕一

裁判官 三浦 守

裁判官 岡村 和美

裁判官 尾島 明